

社会福祉法人 真宗協会  
特別養護老人ホーム 帯広至心寮（指定介護老人福祉施設）  
運 営 規 程

第 1 章 事業の目的と運営の方針

**第 1 条（事業の目的）**

この規程は、社会福祉法人真宗協会が設置運営する特別養護老人ホーム帯広至心寮（以下「施設」という）が行う、指定介護老人福祉施設サービス事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設に従事する者（以下「従業者」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定介護老人福祉サービスを提供することを目的とする。

**第 2 条（運営の方針）**

施設の従業者は、長期にわたる介護を要する入居者に対し施設サービス計画に基づき、可能な限り在宅での生活復帰も念頭に置いた施設内での日常生活において、その有する能力に応じて少しでも自立した生活行動ができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の機能訓練や健康管理及び療養等を通じた安らぎのあるサービス提供に努める。

- 2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の視点に立ったサービス提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、家族との結びつきを重視し、地域、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療、福祉等関係機関との密接な連携を図るよう努める。

**第 3 条（施設の名称及び所在地等）**

事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム帯広至心寮
- (2) 所在地 帯広市西 5 条南 3 0 丁目 1 4 番地

第 2 章 従業者の職種、員数及び職務の内容

**第 4 条（従業者の職種、員数、及び職務の内容）**

施設に勤務する介護福祉サービスの提供にあたる従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者） 1 名

施設の経営、管理、入居者との施設利用契約、及びその他施設の提供するサービスの全般的な管理。

- (2) 生活相談員（兼務） 2名以上  
入居者及び家族の介護保険サービス利用に関する相談、施設利用計画、入居者の生活プログラムの調整及び介護職員の指導等。
- (3) 介護支援専門員（兼務） 2名以上  
入居者の要介護認定調査、ケアプランの作成等。
- (4) 介護職員 40名以上  
(職員数は、非常勤職員を含むものであり、職員の異動等により、増減する場合があります。)  
入居者の日常生活全般の援助、介護。
- (5) 栄養士 1名以上  
入居者の食事献立、食品の購入、調理指導等、給食全般に係わる業務と医師の助言、入居者及びその家族の希望への配慮に基づく栄養管理、指導。
- (6) 看護職員 4名以上  
入居者の健康管理、嘱託医及び医療機関との連携支援。
- (7) 機能訓練指導員 1名  
入居者の身体機能の維持、向上に必要な訓練指導。
- (8) 管理医師（嘱託） 1名以上  
入居者の健康管理と診療、及び保健衛生指導。

### 第3章 利用定員

#### 第5条（定員）

施設の定員は、89名とする。

- (1) 1階 1ユニット10名 × 4ユニット = 40名
- (2) 2階 1ユニット10名 × 4ユニット = 40名
- (3) 2階 1ユニット 9名 × 1ユニット = 9名

### 第4章 設備及び備品等

#### 第6条（居室）

施設は、入居者の部屋に、洗面台・ベッド・枕元灯・収納庫・ナースコール等を備えるものとする。

#### 第7条（共同生活室）

- (1) 各ユニット等において必要な広さを有するものとし、その面積は、ユニット型居住棟は二平方メートルに各入居定員を乗じて得た面積以上とする。
- (2) 各所に必要な備品類を備えるものとする。

## 第8条（浴室）

施設は、浴室には入居者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けるものとする。

## 第9条（洗面所及び便所）

施設は、各居室に洗面台を設置し、各ユニット内には三箇所の便所、ほか必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設けるものとする。

## 第10条（医務室）

入居者の健康管理、管理医の診療に必要な医薬品及び医療機器を備えるものとする。

# 第5章 契約及び運営

## 第11条（身体拘束の取り扱い）

施設は、入居者の人権擁護、QOL（生活の質）の向上の観点から入居者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を禁止する。

ただし、入居者又は他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合がある。

### 2 緊急やむを得ない場合の取り扱いを下記のとおりとする。

身体拘束を行なう場合の手続き

- 一 緊急やむを得ない理由（切迫性、非代替性、一時性）を満たす状況である場合にのみ身体拘束を行うこととする。この場合においても、施設長（委員長）の召集による「身体拘束廃止検討委員会」により協議を行い決定する。
- 二 身体拘束を実施する場合は、身元保証人に対し説明を行ない、書面において同意を得る。
- 三 必要最小限の方法、及び期間の実施とする。
- 四 身体拘束の実施に関する記録を作成する。
- 五 身体拘束の廃止に向け、定期的に協議、検討を行なう。

## 第12条（虐待防止の為の措置に関する事項）

施設長は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。

また、施設長は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 帯広至心寮では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は委員長とする。
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行

う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システム等を用いて実施する。

- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

### 第13条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

施設は、サービス提供の開始に際して、入居申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結するものとする。

### 第14条（受給資格等の確認）

施設は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

### 第15条（入退居）

施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒否できない。
- 3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努めるものとする。
- 5 施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が自宅で日常生活を過ごすことの可能性について検討すると共に、居宅介護支援事業者及び施設、家族間での十分な協議を行う。
- 6 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる入居者について、本人及びその家族の要望、退居後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退居のための援助を行う。
- 7 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

## 第6章 サービスの提供

### 第16条（指定介護老人福祉施設サービス内容）

施設は、以下のサービスを提供する。

- (1) 日常生活上必要な援助及び身体介護
- (2) 食事提供
- (3) 健康管理
- (4) 機能訓練
- (5) 相談及び援助（社会生活上の便宜の供与等含）
- (6) レクリエーション、各種行事等
- (7) その他必要とするサービス

### 第17条（施設サービス計画の作成）

施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える解決すべき課題を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 計画作成介護支援専門員は、入居者やその家族の希望及び入居者について把握した課題に基づき、施設サービス計画の原案を作成する。原案は、他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載する。
- 4 計画作成介護支援専門員は、施設サービス計画の立案について入居者及び家族に説明し、同意を得る。
- 5 計画作成介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。

### 第18条（サービスの取り扱い方針）

施設は、入居者の要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、入居者の心身の機能の維持、回復を図り、もって入居者の生活機能維持、又は向上を目指し、入居者の意欲を喚起しながら支援するものとする。

- 2 サービスを提供するに当たっては、入居者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 3 施設は、サービスを提供するに当たって、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮する。

- 4 施設は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明をする。
- 5 施設は、サービスを提供するに当たって、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 施設は、自らその提供するサービスの評価を行い、指定介護老人福祉施設入居者生活介護サービスの質的向上、改善を図る。

### 第19条（介護の内容）

- 介護に当たっては、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適宜、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により入居者を入浴、または清拭を行う。
  - 3 施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
  - 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、おむつを適切に交換し、衛生的な環境を保持する。
  - 5 施設は、入居者の離床を目指し、褥瘡予防のために必要な取り組みを行う。
  - 6 施設は、前各項の規程の他、QOL向上のために必要な介護を提供する。
  - 7 施設は、入居定員に対して現場職員数を2.5：1以上の割合で常勤職員として従事させる。
  - 8 施設は、入居者の負担により、従業者以外の者による介護を受けさせない。

### 第20条（食事の提供）

- 食事の提供は、栄養並びに入居者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適宜、適切な時間に行う。また、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り共同生活室で摂取できるよう努めるものとする。
- 2 食事の時間は、概ね以下のとおりとする。

朝食 8：00 ～

昼食 12：00 ～

夕食 18：00 ～

### 第21条（相談及び援助）

施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行うものとする。

## 第22条（社会生活上の便宜の供与等）

施設には、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためにレクリエーションの機会を設けるものとする。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図り、入居者と家族の交流等の機会を確保するよう努める。

## 第23条（機能訓練）

施設は、入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施する。

## 第24条（健康管理）

施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置を執るものとする。

- 2 施設は、褥瘡防止について、施設内に設置する褥瘡対策委員会を中心に検討・実施・評価を行ない、入居者の生命及び人権を尊重し生活の質の向上を図り、褥瘡をつくらぬ看護、介護を目指す。また、褥瘡予防の正しい知識とスキル、発生時の治療やケアの対策を統一的に行なう。
- 3 施設は、各種感染症対策について、施設内に設置する感染症対策委員会を中心に検討・実施・評価を行い、管理医の助言、行政機関、及び医療機関等からの指示、指導の下、迅速・適切な対処を行なう。

## 第25条（入居者の入院期間中の取り扱い）

施設は、入居者が医療機関に入院する必要が生じた場合、入院後概ね3か月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入居者本人及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるよう配慮する。

## 第26条（利用料及びその他の費用）

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護老人福祉施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、当該指定介護老人福祉施設入居者生活介護に係る介護サービス費用基準額から施設に支払われる介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 3 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 4 施設は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
  - 一 食事の提供に要する費用（別表1）
  - 二 居住に要する費用（別表1）
  - 三 厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - 四 厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別の食事の提供に要する費用
  - 五 理美容代（1回あたり 実費負担）
  - 六 貴重品管理費（1ヶ月 2,000円）
  - 七 その他、指定介護老人福祉施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入居者が負担することが適当と認められるもの
- 5 サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、入居者又はその家族の同意を得る。

#### 第27条（利用料の変更等）

- 施設は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。
- 2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を求めるものとする。

### 第7章 留意事項

#### 第28条（日課の励行）

入居者は、施設長（管理者）や医師、生活相談員、介護支援専門員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

#### 第29条（面会時間と消灯時間）

面会時間は、原則10時～17時までとする。

#### 第30条（喫煙）

喫煙については、施設内を原則禁煙とする。



### 第31条（飲酒）

飲酒は身体に影響のない方に限り、許容量を施設内所定の場所及び時間内での飲酒とし、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒とする。

### 第32条（外出及び外泊）

入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きによる届出を必要とする。

### 第33条（健康保持）

入居者は健康に留意し、施設で行う健康診断は、特別の理由がない限り受診するものとする。

### 第34条（衛生保持）

入居者は、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生保持への協力を努めて行なうものとする。

### 第35条（禁止行為）

入居者は、施設において次の行為を行ってはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

### 第36条（入居者に関する市町村への通知）

入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

## 第8章 従業者の服務規程と質の確保

### 第37条（従業者の服務規程）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- 一 入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

### 第38条（衛生管理）

従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行うものとする。

- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年2回以上定期的に実施する。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

### 第39条（従業者の質の確保）

施設は、従業者の資質向上のために、計画的な教育・研修の機会を確保する。

### 第40条（個人情報の保護）

施設及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の個人情報を漏らさないことを誓約し、厳守する。

- 2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の個人情報を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。
- 4 施設は、個人情報保護法に則り、個人情報を使用する場合には入居者及びその家族の個人情報の利用目的を明確にし、了承を得るものとする。
- 5 施設は、個人情報の保護に係る規程等を公表する。

## 第9章 緊急時、非常時の対応

### 第41条（緊急時の対応）

従業者は、入居者の病状の急変が生じた場合やその他緊急の事態が生じた場合には、速やかに管理医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、施設長（管理者）に報告する義務を負う。

### 第42条（事故発生時の対応）

施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに入居者の家族等に連絡すると共に、市町村への報告、及び顛末記録の作成、再発防止に向けたその対応策を協議する。

- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償の手続きを取るものとする。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りとしない。
- 3 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
- 4 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
- 5 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う
- 6 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

### 第43条（非常災害対策）

施設は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めるものとする。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び従業者に対し有事の対応の周知徹底を図るため、年2回以上の避難、その他必要な訓練等を実施するものとする。

### 第44条（業務継続計画の策定等）

施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 第10章 その他

### 第45条（勤務体制等）

- 施設は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を明確に定めるものとする。
- 2 入居者に対するサービスの提供は、従業者によって行うものとする。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
  - 3 施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を計画的に設けるものとする。

### 第46条（記録の整備）

- 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から一定期間保存する。（一定期間とは、介護保険法に基づく運営基準及び法人庶務規程に基づく期間とする。）

### 第47条（苦情処理）

- 施設は、入居者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの記録の提出・提示、質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力する。又市町村からの指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善報告をする。
  - 3 施設は、サービスに関する入居者からの苦情に関して、北海道国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、北海道国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善報告をする。

### 第48条（掲示）

施設内の事務所近くに、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に関する重要事項内容のファイルの設置及びホームページ又は、介護サービス情報公表システムに掲載する。

### 第49条（協力医療機関等）

施設は、入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

### 第50条（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

- 施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの代償として、金品その他の利益を供与してはならない。
- 2 施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退居者を紹介することの代償として、金品その他の利益を収受してはならない。

## 第51条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は入居者と施設長（管理者）との協議に基づいて定めるものとする。

### 附 則

本規程は、平成12年4月1日より施行する。

平成12年 4月 1日一部改正、同日施行する。

平成14年 4月 1日一部改正、同日施行する。

平成16年 4月 1日一部改正、同日施行する。

平成17年10月 1日一部改正、同日施行する。

平成18年 4月 1日一部改正、同日施行する。

平成19年 4月 1日一部改正、同日施行する。

平成20年 4月 1日一部改正、同日施行する。

平成21年 8月 1日一部改正、同日施行する。

平成23年 9月15日全文改正、平成23年11月1日より施行する。

（ユニット型へ40床転換に伴う全文改正）

平成24年 9月 1日一部改正、同日施行する。

平成26年 4月 1日一部改正、同日施行する。

（制度改正による、ユニット型施設指定許可申請のため）

平成28年 4月 1日一部改正、同日施行する。

平成30年 3月29日一部改正、同日施行する。

平成30年 4月 1日一部改正、同日施行する。

令和 1年10月 1日一部改正、同日施行する。

令和 2年 4月 1日一部改正、同日施行する。

令和 3年 4月 1日一部改正、同日施行する。

令和 3年 8月 1日一部改正、同日施行する。

令和 6年 4月 1日一部改正、同日施行する。

令和 6年 8月 1日一部改正、同日施行する。

## 食費及び居住費の基準費用額及び負担限度額

(1日あたり)

## 指定介護老人福祉施設

## ○ 基準費用額 (単価:円/日)

	居住費	食 費
ユニット型個室	2, 0 6 6	1, 6 5 0

## ○ 負担限度額

## 『利用者負担第1段階』 (単価:円/日)

	居住費	食 費
ユニット型個室	8 8 0	3 0 0

## 『利用者負担第2段階』 (単価:円/日)

	居住費	食 費
ユニット型個室	8 8 0	3 9 0

## 『利用者負担第3段階①』 (単価:円/日)

	居住費	食 費
ユニット型個室	1, 3 7 0	6 5 0

## 『利用者負担第3段階②』 (単価:円/日)

	居住費	食 費
ユニット型個室	1, 3 7 0	1, 3 6 0

※ 食費・居住費において負担限度額認定を受けている場合は、「介護保険負担限度額認定書」に記載している負担限度額の料金とします。

## ○家族室宿泊費に要する費用

	室料	寝具料
宿泊費内容	1日につき 8 0 0	1回の宿泊につき、1名1 0 0円